



\*\*\*\*\* 10月の月間目標 \*\*\*\*\*

## 体育強化



発行所

光町役場

匝瑳郡光町宮川5,454の5

電話 (04798) 2-1211(代)

町の状況  
人口 男 5,626人  
女 5,900人  
計 11,526人  
世帯 2,590  
面積 33.40平方キロ



“ゴール目前” ガンバレ!!

(光中運動会で写す)

十月  
(神無月・かんなづき)

十月になると各地で運動会が開催され、赤、白のハチマキに大きな声援がとびかいます。

秋晴の下で家族そろってスポーツを楽しむことは、日頃の運動不足を解消できるよい機会であると思います。

また、今月は若潮国体(秋季大会)が十四日から十九日まで各地の会場で行なわれます。みんなでこの若潮国体を成功させましょう。





(各部落の代表者に数々の記念品が贈呈)

# 元気な姿で多数出席 第10回敬老会

老人福祉法が制定され、ことしで満十周年を迎えた第十回光町敬老会が行なわれました。九月十五日に行なわれる予定でありましたのが、一日繰り上げられ、十四日の午前十時から光中学校体育館で、町内七十才以上のおじいさん、おばあさ

午後からは、アトラクションとして東京浅草から「暁輝夫一座」を招き、浪曲、民謡、曲芸などを楽しみ、一日を過ごしました。

なお、八十八才以上のおじいさん、おばあさんには役場の三役が前日家庭訪問し、記念品を贈りました。

小川台の大津頼順さんが謝辞を述べました。また、県や町からの記念品、お祝い金などが町長から各部落の代表者に贈呈されました。

議員、海匝支庁長、各団体長など多数の来賓が出席され、それぞれお祝い、激励の言葉をいただき、小川台の喜びを分かちました。また、県や町からの記念品、お祝い金などが町長から各部落の代表者に贈呈されました。

人約六〇〇名が出席し、式典が開催されました。役場の三役、町会議員、海匝支庁長、各団体長など多数の来賓が出席され、それぞれお祝い、激励の言葉をいただき、小川台の大津頼順さんが謝辞を述べました。また、県や町からの記念品、お祝い金などが町長から各部落の代表者に贈呈されました。

## 役所などの苦情相談開設

10月17日 橋場青年館

い◎不親切な扱いを受けていた◎納得できない◎どうしてよいかわからぬ◎こうしてほしい市町村などの仕事のうちで、国から任せられたり、補助金を受けたりして行なっている仕事についての苦情です。しかし具体的な苦情となりますと、国と関係のある仕事はどうか、よくわからない場合があります。このような時は申し出て下さい。

◎日時 十月七日 AM十時～三時  
◎場所 橋場青年館  
◎相談員 深田隆 光町虫生四  
四四 有線二八二一一一  
　なおこの日に来られない方は  
毎月第三水曜日、午後一時から三  
時、橋場青年館で行ないます。

第七回全  
国行政相談  
週間が十月  
十四日から三十  
日まで開設  
します。役  
所の仕事に  
対して◎テ  
キパキやつ  
てもらえな  
い◎不親切  
など役所に対する苦情、相談、  
意見があるが、どうも関係の役  
所には申し出にくいとか、どこ  
へ申し出たらよいかわからない  
という方は、地元の相談員か、  
千葉行政監察局に申し出て下さ  
い。行政相談で扱うのは国の役  
所の仕事。三公社、公團、公庫  
事業など国から特別の監督を受  
けている法人の仕事。都道府県  
市町村などの仕事のうちで、国

なお捜査に着手している刑事事件。裁判中のものや判決のあるもの。個人間の争いごと。政治問題は取り扱いません。申し出は直接口頭、手紙、電話でも取り扱います。自分の名前を出したい方、相談内容を秘密にされたい方は、希望にそぐようになります。取り扱いはすべて無料。当町の相談日程は次のとおりです。

車種はトヨタコロナバンで、赤色回転灯、サイレン、放送設備を備えてあり、火災などの災害予防のための広報車として、また災害が起つたときは現地の指揮車と

して大いに活動します。森消防団長談「両社のご好意を有り難くお受けします。今まで消防ポンプ車のみでしたが、今後は、この広報車をより活用し、予防消防を重点に、緊急の際は指導あるいは、指揮車として現地において使用させて頂きます」。

なお、この広報車は役場住民課が管理しております。

(災害などで大いに活躍される広報車)

- 236 -



(患者さんの診療に忙しい齊藤先生)

飯岡・一ノ宮線道路、関十字路から東へ一歩行った木戸九六二〇番地に町立医師住宅が建設され、九月から開業しました。

医師住宅は一〇一平方㍍で敷地面積は三〇〇平方㍍です。待合室も十人位が樂に座れる広々としたスペースを取っています。また回りは山林などに囲まれ、静かな診療所で、町民に好評です。バス交通の利用の方は尾垂浜停留所から歩いて三分のところにあります。

最近人口の過密、過疎現象で、私たちの健康を守る医療についても、医師の絶対数の不足から医師は都会に集中し、農村に開業する医師が少なくなりました。当町においても年々お医者さんが少なくなりました。

そこで、地域住民の皆さんに医療の不安を覚えさせないため、医師を誘致し、開業して頂きました。医師は齊藤広先生で、外科・内科、一般の診療です。診療時間は午前八時から三時、午後一時三十分から五時で、日曜、祭日は休診です。

## 白磯に医師住宅が完成

中 九月開業  
中 診療科目は外科・内科・一般

飯岡・一ノ宮線道路、関十字路から東へ一歩行った木戸九六二〇番地に町立医師住宅が建設され、九月から開業しました。

医師住宅は一〇一平方㍍で敷地面積は三〇〇平方㍍です。待合室も十人位が樂に座れる広々としたスペースを取っています。また回りは山林などに囲まれ、静かな診療所で、町民に好評です。バス交通の利用の方は尾垂浜停留所から歩いて三分のところにあります。



(白磯に開業した町立診療所)

### 貸付条件一覧表

資金の種類	貸付限度	据置期間	償還期限	備考
更生資金	生業費 円以内 250,000	1年	以内	貸付限度、特に必要と認められる場合 500,000円以内
	支度費 30,000	6月	6年	
	技能習得費 月 3,000			貸付期間 3年以内
身体障害者更生資金	生業費 250,000	1年	8年	貸付限度、特に必要と認められる場合 500,000円以内
	支度費 30,000	6月		
	技能習得費 月 3,000	1年		貸付期間 3年以内
生活資金	月 11,000	6月	5年	貸付期間、技能習得費又は療養資金借受申
福祉資金	50,000	6月	3年	
住宅資金	300,000	6月	6年	
修学資金	修学費 高校月 3,000 短大・高専月 7,000	6月	8年	貸付限度、特に必要と認められる場合 高校月 4,000円以内、短大・高専月 9,500円以内
	就学支度費 30,000			
療養資金	100,000	6月	5年	貸付限度、特に必要と認められる場合 150,000円以内
災害援護資金	200,000	1年	6年	

## 世帯更生資金制度について

十月から  
福祉年金が改正  
住民課年金係

収入が少ないために営業、住宅

医療、修学、災害などの資金で、  
お困りの方は、世帯更生資金を御

利用下さい。

この資金の特徴は、償還期間（最  
高八年）が長いこと。貸付利子  
(年三パーセント。ただし据置期

間中及び修学資金は無利子）が、  
やすことなど八種類の資金制度  
があることです。  
このほか、くわしいことは近く  
の民生委員または厚生課福祉係へ  
おたずね下さい。  
なお貸付条件は次のとおりです。

◎老令年金 五〇〇〇円  
◎障害福祉年金 七五〇〇円  
◎母子、準母子年金 六五〇〇円  
くわしいことは住民課年金係に  
問い合わせて下さい。

### 十月一日から

### 赤い羽根運動始まる

十月一日から全国一斉に赤い羽

根共同募金運動がはじまりました。

この赤い羽根共同募金は全国の  
経済的に恵まれない子供たち、  
身体障害者、施設などに少しでも  
役に立ててもらおうと行なう運動  
です。

町でも区長さん、奉仕員皆さん  
の協力を得て、当町の募金目標額  
三五万五四〇円達成のため、この  
運動を展開することになりました。  
ことしもまた、皆さんの善意の結  
集で、私たちの住む町や村を、不  
幸な人、氣の毒な人のいない明る  
い住みよい地域社会をつくること  
ができますように、皆さんのご協  
力をお願いいたします。

## 保管税関官署一覧表

上陸港	保管税関官署名	所在地及び電話番号
函館・小樽・室蘭・根室 釧路・留萌・稚内	函館税關	〒40函館市海岸町24番4号 函館港湾合同庁舎内 TEL 0138-52-2141
新潟	東京税關新潟 税關支署	〒950 新潟市竜ヶ島町1丁目5番 4号合同庁舎内 TEL 0252-44-9312~4
横浜・浦賀・久里浜	横浜税關	〒231 横浜市中区海岸通1の1 TEL 045-201-4981
名古屋	名古屋税關	〒455 名古屋市港区海岸通5の2 名古屋港湾合同庁舎内 TEL 052-661-9151
田辺・舞鶴	大阪税關	〒552 大阪市港区築港4丁目10番3号 大阪港湾合同庁舎内 TEL 06-572-5321
神戸・呉・大竹	神戸税關	〒650 神戸市生田区加納町6 TEL 078-391-7241
門司・仙崎・博多	門司税關	〒801 北九州市門司区西海岸1丁目3番 TEL 093-321-3031
長崎・佐世保・鹿児島	長崎税關	〒850 長崎市出島町1番36号 TEL 0958-22-6181

(外地で寄託され税關に引き継がれたものは、一括して横浜税關で保管)

引揚者の方へ  
通貨・証券を返還

引揚者の皆さんへ大蔵省は、引揚者から預かった通貨、証券などを返還しています。

終戦後、海外からの引揚者が、陸港で税關署、引揚集結地での総領事館などに預けた通貨、証券などを引揚者の皆さんや家族からの返還請求を待っています。請求される方は次の税關署へ問い合わせ下さい。

-237-

戦没者の妻と父母に特別給付金が継続支給されます。この特

◎対象者 前回の特別給付金を受ける権利を得た日から十年（父母は五年）を経過した日において

妻は六十万円（十年償還無利子の記名国債）。父母は三十万円（五年償還無利子の記名国債）。

る自然血族たる子も孫も有する者に至らなかつた者。

戦没者の妻・父母に  
特別給付金が支給昭和四十八年  
四月一日から昭和五十一年七月二十三日まで。

に支給するものです。今回の戦没妻特給法並びに戦没父母特給法の一部改正で前回給付の特別給付金の国債の償還が終った者にあらためて増額して、特別給付金を支給しよ

ます。対象者は、身体障害者手帳所持者で一級、二級の者。あるいは精神薄弱の程度、知能指数(I.Q.)三十五以下の者です。

四月一日から昭和五十一年七月二十三日まで。なお請求手続やくわしいことは厚生課へおたずね下さい。

身体障害者などの  
医療費が無料

です。対象者は、身体障害者手帳所持者で一級、二級の者。あるいは精神薄弱の程度、知能指数(I.Q.)三十五以下の者です。

旧金鷲勲章の  
お知らせ!!

旧金鷲勲章叙賜一時賜金受給者に内閣總理大臣から銀杯・書状が交付されます。

申告のできる人は、昭和十五年四月二十九日付で、旧金鷲勲章を叙

十月一日から六十五才以上七十才未満のねたきり老人の医療費が

無料になります。この制度の対象となる老人は国民年金法で、障害の認定を受けられる廃疾の状態にあります。ある者は身体障害者手帳の交付を受けており、一級から四級の者。障害年金を現在受けている者です。

受けている一級から四級の者。障害年金を現在受けている者です。

詳しく述べて、役場厚生課へ。

有線二〇四一〇